

神奈川県看護師等修学資金貸付(一般・特例貸付) Q&A

Q 1. 修学資金の貸付者決定方法はどのようなになっていますか。

A 1. 一般修学資金と特例貸付修学資金で異なります。

＜一般修学資金：県内養成施設＞

希望者に対して学校で選考を行い、定められた人数の範囲内で県に推薦します。県では学校から推薦された申請者について、県全体の数を考慮し、貸付の決定を行います。

＜一般修学資金：県外養成施設＞

県において、一般修学資金の主旨に沿って選考を行います。

＜特例貸付修学資金＞

県において、特例貸付修学資金の主旨に沿って選考を行います。

Q 2. 特例貸付修学資金の選考に漏れた場合、貸付は受けられないのですか。

A 2. 一般修学資金との併願ができます。

特例貸付修学資金を希望していたが決定しなかった場合は、一般修学資金の申請者として学校より推薦（県外養成施設の場合は、直接申請）することが可能です。ただし、県内養成施設の場合は、希望段階で特例貸付修学資金と一般修学資金の併願を希望しておく必要があります。

このとき、申請書及び添付書類は、特例貸付修学資金申請時に提出した書類により、一般修学資金の申請への使用を可能とします。

県外養成施設在学者で、併願を希望する場合には、「特例貸付修学資金の申請時に係る申立書」に併願する旨を記載して、提出してください。

Q 3. 一般修学資金と特例貸付修学資金の併用はできますか。

A 3. 一般修学資金と特例貸付修学資金の併用はできません。

貸付を受けることができるのはどちらか一方となります。

Q 4. 他の修学資金等との併用はできますか。

A 4. 神奈川県による給付制度や貸与制度でなければ原則可能です（例外があります。Q 5を御確認ください）。

ただし、もう一方の神奈川県以外の貸付制度が不可としている場合がありますので御注意ください。

Q 5. 国の高等教育の修学支援新制度との併用はできますか。

A 5. 一般修学資金との併用は可能ですが、特例貸付修学資金との併用は不可としております。
特例貸付修学資金の貸付決定以前に併用が判明した場合、特例貸付修学資金を辞退していただく可能性があります。

Q 6. 看護師等修学資金の選考対象は1年生のみですか。

A 6. 学年は問いません。

Q 7. 修学資金貸付申請書（第1号様式）の続き柄には、誰を記入すればいいですか。

A 7. 世帯（生計を一にしている者を含む）の構成者全員を記入してください。
なお、特例貸付修学資金の場合、世帯は原則、住民票で判断するため、申請書の続き柄（世帯）と住民票の内容が一致するように書類を用意してください。また、その構成者全員の住民税の課税状況がわかる書類を用意してください。

Q 8. 連帯保証人の条件はありますか。

A 8. 連帯保証人は2人とも、成年者で独立の生計を営む者で、それぞれが別生計としてください。連帯保証人1人で債務を負うことができるかを考えますので、成年者であっても扶養されている者は連帯保証人になることはできません。

例えば、同一生計の父と母は双方に収入があっても同時に連帯保証人として立てることはできません。

Q 9. 特例貸付修学資金の要件にある「世帯」に含まれるのは、どういう場合ですか。

A 9. 特例貸付修学資金の要件である住民税非課税世帯の「世帯」とは、生計を一にしている場合を含んでいます。

「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

※ 住民票の住所が同じ場合、何らかの事情で居住地が違っているとしても同一世帯とみなします。

Q10. 住民票の写しは申請者がわかれば良いですか。

A10. 住民票の写しに必要な情報は、個人番号以外のすべての情報（氏名・住所・生年月日・本籍地・世帯主等）となりますので、これらの情報が記載されたものを提出してください。

また、住民票の写しは市区町村の窓口で交付された原本の提出が必要です（市町村民税課税（非課税）証明書も同様）。

特例貸付修学資金に申請する場合は、申請者を含む世帯全員がわかるもの（世帯主がわかるもの）を提出してください。

申請後、決定した場合は、連帯保証人2名の住民票の写しが必要となります。

Q11. 市町村民税課税（非課税）証明書はいつのものになりますか。

A11. 令和5年度（令和4年1月～令和4年12月までの所得金額）の市町村民税課税（非課税）証明書です。この年度以外の市町村民税課税（非課税）証明書や市町村民税課税（非課税）証明書以外の書類では受け付けませんので、御注意ください。

なお、市町村民税課税（非課税）証明書は市区町村の窓口で交付された原本の提出が必要です（市町村民税課税（非課税）証明書も同様）。

Q12. 住民税が均等割のみとはどういうことですか。

A12. 市町村民税課税（非課税）証明書の「所得割額」欄に「0」円の記載があり、「均等割額」欄に「1」円以上の記載がある場合です。

「所得割額」欄に「1」円以上の記載がある場合は、対象になりません。